

平成27年度地域商業自立促進事業に係る募集の実施について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当省の商業施策につきまして、格別なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当省では下記のとおり、商店街向け補助金として地域商業自立促進事業の募集を平成27年2月18日から6月29日まで実施いたします。

本事業の採択にあたっては、「地方公共団体からの支援計画書」の提出を必須としていることから、商店街振興組合等が各市区町村のご協力を得て応募する形で募集させていただきたいと存じます。

各都道府県のご担当者におかれましては、本件について、商店街振興組合、法人化されていない任意団体の商店街等へ広く周知の徹底を図ってくださいますようご協力いただきますとともに本事業の実施にご理解頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

事業内容：商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体と密接な連携をとり、商店街組織が単独で、又は商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定営利活動法人等と連携して行う、①地域資源活用、②外国人対応、③少子・高齢対応・④創業支援、⑤地域交流のいずれかの分野に係る公共性の高い取組を支援する事業

※市区町村からの支援計画書を提出することを必須としております。

(募集要領：別紙 地方公共団体からの支援計画書)

募集期間：平成27年2月18日(水)～6月29日(月)

※早急に事業を実施したい方のために、3月16日(月)までに要望書をご提出いただいた方については第1次先行、5月11日(月)までに要望書をご提出いただいた方については第2次先行として審査・採択を行います。

対象事業者：商店街組織(振興組合、協同組合、任意の商店街組織等)と民間事業者(まちづくり会社、特定非営利活動法人等)の連携体、又は商店街組織

要望書等：別添のとおり

中小企業庁ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/>)にも募集要領、要望書等を掲載

提出先：期間内に所管の経済産業局へ提出

問い合わせ先：所管の経済産業局及び中小企業庁商業課(TEL03-3501-1929)

その他：詳細は別添「平成27年度地域商業自立促進事業 募集要領」をご参照下さい。

中小企業庁商業課 TEL03(3501)1929

〇〇経済産業局〇〇商業振興室 TEL

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）への対応に係る部分（黄色マーカー）を内閣府において抜粋

平成27年度 地域商業自立促進事業 募集要領

○本予算は、商店街等における「地域資源活用」、「外国人対応」、「少子・高齢化対応」、「創業支援」、「地域交流」の分野に係る、新たな取組を支援します。

○募集期間

平成27年2月18日（水）～平成27年6月29日（月）

（経済産業局に17時必着）

※早急に事業を実施したい方のために、3月16日（月）までに要望書をご提出いただいた方については第1次先行、5月11日（月）までに要望書をご提出いただいた方については第2次先行として審査・採択を行います。

※予算額の関係上、上記先行募集において応募を打ち切らせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※本募集は、国会での平成27年度予算の成立を前提とするものです。このため、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

○お問い合わせ先

中小企業庁商業課

各経済産業局担当課（詳細は担当課室一覧をご参照ください。）

平成27年2月

中小企業庁

Ⅲ 事業内容、要望書類、補助事業の選定

1. 自立促進調査分析事業

(1) 事業内容

(ア) 補助対象者

商店街組織と民間事業者の連携体（※1）、又は商店街組織が補助事業対象者となります。

【商店街組織】

- ・ (a) 商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- ・ (b) 法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者
- ・ (a) (b) に類する組織

【民間事業者】

- ・ 当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者（※2）

※1：連携体を構成する商店街組織と民間事業者は、それぞれ複数であっても構いません。その場合は連名にて申請してください。

なお、経費の負担や事業の役割分担等、実態の伴った連携体である必要があります。（経費を負担しない者と連携体を構成する場合も、事業の役割等において連携体としての実態が認められれば、対象となり得ます。）

※2：補助対象者となるかは、当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として行ってきたこれまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

なお、連携体を構成する民間事業者を委託先等とすることはできません。

注：商店街組織、民間事業者ともに申請時において、原則、設立（結成）後1年以上を経過していることが必要です。

(イ) 補助対象事業

商店街等において、商店街等の中長期的発展及び商店街等の自立化を図る新たな取組を行うに当たり、その取組内容が、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえたものであり、当該商店街において自立的に継続して取り組む事業として施設やサービスの利用者数、採算性等を確認するために必要な調査・分析事業。

具体的に、以下に掲げる要件を満たす事業であること。

(a) 調査に基づき実施することを予定している事業が、以下5つの分野のいずれかに係る公共性の高い取組であること。(複数の分野を念頭に置くことも可能で
す。それぞれの分野の取組例についてはP11～13参照。)

①地域資源活用

②外国人対応

③少子・高齢化対応

④創業支援

⑤地域交流

(b) 原則、以下2つの観点から実施する調査であること。なお、その他の観点からの調査を妨げるものではありません。

【ニーズ調査】

アンケート調査等を基に、地域住民等が商店街等に求める機能に対応した取組であることを明確にすること。

【マーケティング調査】

地域の人口規模、商業量や買い物動向、住民行動範囲のデータ等を活用し、適切な事業規模や利用者数の想定、自立的な事業継続性等を明確にすること。

(c) 調査に基づき実施することを予定している事業が地域のまちづくり計画と整合しており、調査分析事業について市町村等の密接な関与・協力を得て取り組む事業であること。

注：市町村等からの関与・協力状況の確認として、別紙3「地方公共団体からの支援計画書」の提出が必須となります。

(3) 補助事業の選定

提出された書類に基づいて、所管の経済産業局における外部有識者等による審査委員会での審査結果を踏まえて事業の選定を行います。よって、提出する書類については記載もれ等がないように十分注意してください。

必要に応じて、提出された書類の内容等について、関係者に対しヒアリングを実施する場合があります。

【審査のポイント】

①補助金交付先としての適性

- ・公序良俗に反する活動を行っていないか等

②実施体制

③事業実施能力

④経理内容・資金調達方法

⑤調査対象事業内容

- ・調査に基づき実施することを予定している事業が事業目的に合致しているか

⑥補助金額

- ・補助事業の各費目（内訳、単価等）に対する金額の妥当性（対象経費が補助事業者の規程等に基づくものであり、かつ、常識の範囲を超えない妥当な単価によるものであって、適正に執行されるものか）

⑦調査内容

- ・調査手法、調査対象、調査内容等の適切性

⑧地方公共団体の関与の度合

- ・調査に基づき実施することを予定している事業について、地方公共団体からの関与の状況が確認されるか

2. 自立促進支援事業

(1) 事業内容

(ア) 補助対象者

商店街組織と民間事業者の連携体（※1）、又は商店街組織が補助事業対象者となります。

【商店街組織】

- ・ (a) 商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- ・ (b) 法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者
- ・ (a) (b) に類する組織

【民間事業者】

- ・ 当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者（※2）

※1：連携体を構成する商店街組織と民間事業者は、それぞれ複数であっても構いません。その場合は連名にて申請してください。

なお、経費の負担や事業の役割分担等、実態の伴った連携体である必要があります。（経費を負担しない者と連携体を構成する場合も、事業の役割等において連携体としての実態が認められれば、対象となり得ます。）

※2：補助対象者となるかは、当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として行ってきたこれまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

なお、連携体を構成する民間事業者を委託先等とすることはできません。

注：商店街組織、民間事業者ともに申請時において、原則、設立（結成）後1年以上を経過していることが必要です。

(イ) 補助対象事業

商店街等において、歩行者通行量の増加、売上増加等に効果のある事業であつて、自立促進調査分析事業の結果（同等程度のニーズ調査、マーケティング調査等を独自に実施している場合は、当該調査結果を含む。以下「調査事業」という。）等の一定の根拠やデータを踏まえて行う、地域住民等のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した新たな取組により、商店街等の中長期的な発展及び商店街等の自立化を促進する事業であること。

具体的に、以下に掲げる要件を満たす事業であること。

(a) 以下5つの分野のいずれかに係る公共性の高い取組であること。（複数の分野に取り組むことも可能です。それぞれの分野の取組例については P11～13 参照。）

①地域資源活用

②外国人対応

③少子・高齢化対応

④創業支援

⑤地域交流

(b) 地域住民等のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した事業であること。

・実施する **2. 自立促進支援事業**（以下「支援事業」という。）について、地域住民等のニーズや地域の人口規模、商業量、買い物動向、住民行動範囲のデータ等を活用した適切な事業規模や利用者数の想定、自立的な事業継続性等が明確になっていること。

注：地域住民等のニーズや各種データを示す根拠として、自立促進調査分析事業での調査結果や自立促進調査分析事業の結果と同等程度のニーズ調査、マーケティング調査等の結果の活用が考えられます。

(c) 地域のまちづくり計画と整合しており、市町村等の密接な関与・協力を得て取り組む事業であること。

・事業を実施する市町村等において、当該地域のまちづくりに関する計画・方針等で掲げる方向性と整合が取れていることに加え、自立的な事業継続に向けた市町村等の密接な関与や協力が得られていること。

注：市町村等からの関与・協力状況の確認として、別紙3「地方公共団体からの支援計画書」の提出が必須となります。また、事業実施効果報告とあわせて、市町村等の当該事業への関与・協力の取組状況を報告する必要があります。

(d) 商店街等の歩行者通行量の増加、売上高の増加及び地域ニーズの充足等の事業実施効果が継続して見込まれること。

・事業の実施により、当該商店街等の歩行者通行量（※1）の増加や売上高の増加（※2）等の効果が見込まれ、地域住民・利用者・消費者等のニーズが充足されたこと等が事業実施後の調査結果等により明らかになること。

※1：歩行者通行量の測定については、イベント実施時等ではない平常時の商店街の利用時間に行うこととし、同一月内における平日2日間の平均値としてください。補助事業終了後の事業実施効果報告に当たっても、必ず同様の手法（測定時間、測定場所等）を用いてください。

※2：売上高の数値目標の把握方法については、原則、商店街等を構成する半数以上の店舗（組合加入の有無は問いません）の当該年度1年間の売上高の総計としてください。

【それぞれの分野の取組例】

①地域資源活用

アンテナショップの設置

農水畜産品や加工品等の地域産品を販売するアンテナショップを設置することにより、集客・売上高の増加を図るとともに、地域の魅力を高める事業

オリジナル商品の開発・普及

地域産品や地域資源を活用し、当該商店街オリジナルの新たな商品の開発や普及活動を行うことで商店街の付加価値を高め、集客・売上高の増加を図る事業

②外国人対応

外国語コンシェルジェサービスの提供

外国人観光客に対応できる案内窓口を設置し、商店街や地域等に関するコンシェルジェ機能を持たせることで近年増加傾向にある外国人観光客の受入体制を整備する事業

については本募集要領18ページ「IV本補助金の要望手続き等 2. 要望書類に関する注意事項」をご確認ください。

(3) 補助事業の選定

提出された書類に基づいて、所管の経済産業局における外部有識者等による審査委員会での審査結果を踏まえて事業の選定を行います。よって、提出する書類については記載もれ等がないように十分注意してください。

必要に応じて、提出された書類の内容等について、関係者に対しヒアリングを実施する場合があります。

【審査のポイント】

①補助金交付先としての適性

- ・公序良俗に反する活動を行っていないか等

②実施体制

③事業実施能力

④経理内容・資金調達方法

⑤収支計画・自立化計画

⑥補助金額

- ・補助事業の各費目（内訳、単価等）に対する金額の妥当性（対象経費が補助事業者の規程等に基づくものであり、かつ、常識の範囲を超えない妥当な単価によるものであって、適正に執行されるものか）

⑦事業内容

- ・調査事業の結果として、実施事業の妥当性が確認できるか
- ・実施事業が地域における経済活動の自立的循環を促進し、かつ事業目的に合致しているか

⑧事業効果

- ・事業効果は適正か
- ・数値目標の設定方法及び算出根拠、効果検証手法等の適切性
- ・売上高の把握方法の適切性
- ・効果の継続性を確保するための取組について、工夫がなされているか

⑨まちづくり計画との整合性

- ・実施事業が当該地域のまちづくり計画と整合性がとれているか

⑩地方公共団体の関与の度合

- ・実施事業について、地方公共団体からの関与の状況が確認されるか。また、地方公共団体が商店街の集約・統合など構造的な課題に取り組むものかどうか。